

社会福祉法人長岡老人福祉協会桃李園
障害福祉居宅介護サービス利用契約書

甲（以下「利用者」という。）と乙（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供された障害福祉サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条（目的）

本契約は、利用者が居宅において日常生活が営むことができるよう、事業者が利用者に対し必要な障害者自立支援法に基づく障害福祉居宅介護を適切に提供することを定めます。

第2条（期間）

- 1 本契約の契約期間は、障害福祉居宅介護利用契約書を締結した日から効力を有します。
- 2 本契約書あるいは別紙の改定が行われない限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し当事業所の障害福祉居宅介護サービスを利用することができるものとする。

第3条（居宅介護計画及び契約支給量）

- 1 事業者は、利用者の受給者証に記載された障害福祉サービスの支給量を踏まえ、利用者の課題と意向を把握し、ケア会議を開いて利用者の居宅介護計画を作成します。この計画は、事業者が利用者に説明して同意を得た上で作成することとし、利用者はいつでも居宅介護計画についての説明を求め、意見を述べることや変更を求めることができます。
- 2 事業者は、前項の居宅介護計画に基づき契約支給量を定め、利用者の受給者証に記載します。
- 3 利用者は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとします。

第4条（サービス内容）

利用者は、その指揮命令のもとに、居宅介護従業者（以下、「ホームヘルパー」という。）を利用者の居宅等に訪問させ、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに移動の介護などのうちから、前条に定める居宅介護計画にもとづいて適切にサービスを提供します。

第5条（利用者負担額及び実費負担額）

- 1 利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者に支払います。障害者自立支援法に基づく居宅生活費額は、事業者が市町村から代理として受領します。
- 2 前項の利用者負担額及び実費負担額は、1ヶ月ごとに計算し、利用者はこれを翌日20日までに支払います。

第6条（利用の中止、変更、追加）

- 1 利用者は、利用期日前において、居宅介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を契約支給量の範囲内で追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日5時までに事業者に申し出るものとします。

- 2 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむを得ない事由がある場合は、取消料はいただきません。
- 3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するほか、サービス提供可能な事業所の紹介などを行います。

第7条（事業者の基本的義務）

- 1 事業者は、利用者に対し、居宅において日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを適切に行います。
- 2 事業者は、利用者の意志と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、サービスを提供します。

第8条（事業者の具体的義務）

- 1（安全配慮義務）事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 2（説明義務）事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。
- 3（守秘義務）事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって、知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。
- 4（身体拘束の禁止）事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 5（記録保存整備義務）事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。事業者の窓口業務時間（毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時）に自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーをすることができます。
- 6（衛生管理等）事業者は、サービス従事者の清潔の保持、及び健康状態の管理を行うとともに、事業所内の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。

第9条（虐待防止に関する事項）

事業者は、虐待の発生又はその発生を防止する為、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果についてサービス従事者等に周知徹底を図る。
 - 二 虐待防止のための指針を整備する。
 - 三 虐待防止研修を行う際、担当を置き定期的に実施する。
- 2 事業者は、サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

第10条（ハラスメント防止措置に関する事項）

利用者・家族等から職員へ、職員から利用者・家族へのハラスメント両方とする。

- （1） 身体的暴力
（回避した為危害を免れたケースを含む）
- （2） 精神的暴力

- (個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為)
- (3) セクシャルハラスメント
- (意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的嫌がらせ行為)

第11条 (事故と損害賠償)

- 1 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

第12条 (契約の終了時由)

本契約は、以下の号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 三 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 四 第11条から第13条に基づく本契約が解約又は解除された場合

第13条 (利用者からの中途解約)

利用者は、本契約を解除することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

第14条 (利用者からの契約解除)

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める居宅介護サービスを実施しない場合。
- 二 当事業者もしくはサービス従事者が第8条に定める義務に違反した場合
- 三 当事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第15条 (事業者からの契約解除)

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 一 利用者に支払能力があるにもかかわらず第5条に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
- 二 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

第16条 (個人情報の保護)

事業者は、業務上知りえた利用者あるいはその家族等に関する秘密や個人情報については、正当な理由がない限り、契約中および契約終了後においても第三者には漏らしません。

ただし、あらかじめ利用者から同意を得た場合は、次の各号についての情報提供できるものとします。

- 一 障害福祉サービス利用のための市町村、居宅支援事業所、地域包括支援センターその他介護保険事業者への情報提供、あるいは在宅療養のための医療機関等への情報の提供。
- 二 障害福祉サービスの質の向上の為に、学会、研究会等での事例研究発表等。なおこの場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

第17条（苦情解決）

- 1 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。
- 2 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、重要事項説明書に記載された都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

第18条（緊急時対応）

- 1 事業者は、利用者に対し、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門機関を紹介します。
- 2 前項のほか、サービス利用中に利用者の心身状態が急変した場合、当事業所は、利用者および扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

第19条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者自立支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。